

## 第47回 定時株主総会

## 招集ご通知

## 開催日時

2019年6月25日(火曜日) 午前10時  
受付開始時間 午前9時30分

## 開催場所

東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空

## 議案

第1号議案	剰余金処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	6
第3号議案	取締役1名選任の件	12
第4号議案	監査役3名選任の件	13
第5号議案	役員賞与支給の件	16

## 目次

第47回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	43
連結計算書類に係る会計監査報告	46
連結計算書類に係る監査役会の監査報告	47
計算書類	48
計算書類に係る会計監査報告	51
監査役会の監査報告	52

## 株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2019年6月24日(月曜日) 午後5時15分まで

株式会社ニチイ学館

株主各位

証券コード 9792

2019年6月7日

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

代表取締役社長

森 信介

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 議決権行使のご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面により  
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、  
▶ 2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。



インターネットにより  
議決権を行使していただく場合

▶ 当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、  
▶ 2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

記

<b>1 日 時</b>	2019年6月25日（火曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
<b>2 場 所</b>	東京都文京区後楽1丁目3番61号 東京ドームホテル 地下1階 天空 (末尾の会場のご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役1名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件</p>
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.nichiigakkan.co.jp/ir/stock/shareholders.html>)

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2019年6月25日(火曜日)午前10時（受付開始時間 午前9時30分）

**場所** 東京都文京区後楽1丁目3番61号  
東京ドームホテル 地下1階 天空  
（末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2019年6月24日(月曜日)午後5時15分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

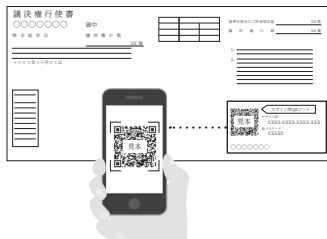
**行使期限** 2019年6月24日(月曜日)午後5時15分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

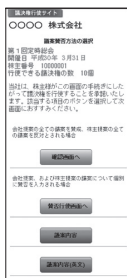
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

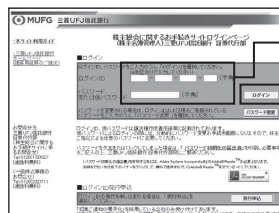
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。  
 ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。  
 ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

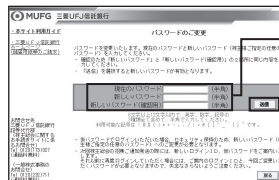
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
 「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力  
 「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>20円</b> 配当総額 <b>1,286,934,100円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加・変更するものであります。  
 (2) 上記の変更に伴い、従来の号数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 医療、介護、保育等の人材育成のための教育事業	1. (現行どおり)
2. 語学スクールの経営および語学に関する教育事業	2. (現行どおり)
3. 書籍、教材の出版、企画、制作および販売事業	3. (現行どおり)
4. 語学に関する書籍、教材、ソフトウェアの企画・制作、出版および販売事業	4. (現行どおり)
5. 商品、講座および教育システムの市場調査ならびに開発	5. (現行どおり)
6. 医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業	6. (現行どおり)
7. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびに操作指導等に関する事業	7. (現行どおり)
8. コンピューターシステムおよびコンピューターソフトウェアの運用、保守、開発ならびに販売事業	8. (現行どおり)

現行定款	
9.	医療機関運営に係わるコンサルティング事業
10.	労働者派遣に係わる事業
11.	医療機関等における病棟事務および病棟作業の受託事業
12.	医療機関等における高度管理医療機器の保守点検、整備、修理、保管管理業務および医療用器材の物品管理、消毒、滅菌業務の受託事業
13.	産前・産後ケア事業
14.	産前・産後ケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業
15.	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の整備および運営に関する事業
16.	食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業
17.	薬局の経営および経営に係わるコンサルティング事業
18.	園芸花卉、種苗の研究開発、栽培、販売事業
19.	給食事業および配食サービス事業
20.	健康保険法に基づく訪問看護
21.	(1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
	(2) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
	①訪問介護
	②訪問入浴介護
	③訪問看護
	④通所介護

変更案	
9.	(現行どおり)
10.	(現行どおり)
11.	(現行どおり)
12.	(現行どおり)
13.	(現行どおり)
14.	(現行どおり)
15.	(現行どおり)
16.	食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具、書籍、教材の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業
17.	(現行どおり)
18.	(現行どおり)
19.	(現行どおり)
20.	(現行どおり)
21.	(1) (現行どおり)
	(2) (現行どおり)



現行定款	変更案	
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤短期入所生活介護</li> <li>⑥特定施設入居者生活介護</li> <li>⑦福祉用具貸与</li> <li>⑧特定福祉用具販売</li> <li>⑨居宅療養管理指導</li> <li>(3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①夜間対応型訪問介護</li> <li>②認知症対応型通所介護</li> <li>③小規模多機能型居宅介護</li> <li>④認知症対応型共同生活介護</li> <li>⑤地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>⑥看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>⑧地域密着型通所介護</li> </ul> </li> <li>(4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防訪問入浴介護</li> <li>②介護予防訪問看護</li> <li>③介護予防短期入所生活介護</li> <li>④介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>⑤介護予防福祉用具貸与</li> <li>⑥特定介護予防福祉用具販売</li> <li>⑦介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> </li> <li>(5) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</li> <li>(6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>③介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>(7) 介護保険法に基づく地域支援事業</li> <li>(8) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</li> </ul>	(3)	(現行どおり)
	(4)	(現行どおり)
	(5)	(現行どおり)
	(6)	(現行どおり)
	(7)	(現行どおり)
	(8)	(現行どおり)

現行定款	変更案	
(9) 居宅介護住宅改修事業	(9)	(現行どおり)
(10) 上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務	(10)	(現行どおり)
22. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	22.	(現行どおり)
23. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	23.	(現行どおり)
24. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくその他地域生活支援事業	24.	(現行どおり)
25. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	25.	(現行どおり)
26. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業	26.	(現行どおり)
27. 障害者・高齢者等への介助活動	27.	(現行どおり)
28. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業	28.	(現行どおり)
29. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業	29.	(現行どおり)
30. 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務	30.	(現行どおり)
31. 介護事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業	31.	(現行どおり)
32. ヘルスケア事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業	32.	(現行どおり)
33. 有料職業紹介業	33.	(現行どおり)
34. 物品購入	34.	(現行どおり)
35. 生活支援サービスおよび自費介護事業	35.	(現行どおり)
36. 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づく子ども・子育て事業の運営	36.	(現行どおり)
(1) 認可保育所の運営	(1)	(現行どおり)
(2) 小規模保育事業	(2)	(現行どおり)
(3) 家庭的保育事業	(3)	(現行どおり)
(4) 事業所内保育事業	(4)	(現行どおり)
(5) 事業所内保育所の運営	(5)	(現行どおり)

現行定款	
	(6) 病院内保育所の運営
	(7) 居宅訪問型保育事業
	(8) 放課後児童クラブの運営
	(9) 児童健全育成事業
	(10) 一時預かり事業
	(11) 上記以外に関する子育て支援拠点の運営
37.	上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務
38.	ベビーシッター派遣に係わる事業
39.	保育事業の運営・研修に係わるコンサルティング事業
40.	保育事業に係わる子育て関連商品の販売事業
41.	一般建築工事業
42.	古物の売買業
43.	広告代理業
44.	受付、案内等の業務処理サービスの受託
45.	健康診断受診事務の取次、斡旋
46.	通信販売業務
47.	福祉用具、介護用品の研究開発および製造業
48.	旅館業
49.	飲食店業
50.	旅行業
51.	留学に関するコンサルティング、留学先の提供・紹介および留学手続の代行業業
52.	観光施設の運営管理
53.	損害保険の代理業
54.	介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動
55.	上記の事業を行う施設の運営および開発管理業務
56.	ペット犬の飼育・販売に係わる事業
57.	ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業
58.	フランチャイズ事業

変更案	
	(6) (現行どおり)
	(7) (現行どおり)
	(8) (現行どおり)
	(9) (現行どおり)
	(10) (現行どおり)
	(11) (現行どおり)
37.	(現行どおり)
38.	(現行どおり)
39.	(現行どおり)
40.	(現行どおり)
41.	(現行どおり)
42.	(現行どおり)
43.	(現行どおり)
44.	(現行どおり)
45.	(現行どおり)
46.	(現行どおり)
47.	(現行どおり)
48.	(現行どおり)
49.	(現行どおり)
50.	(現行どおり)
51.	(現行どおり)
52.	(現行どおり)
53.	(現行どおり)
54.	(現行どおり)
55.	(現行どおり)
56.	(現行どおり)
57.	(現行どおり)
58.	(現行どおり)

現行定款	
59.	フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導
60.	Webサイト制作事業
61.	各種通知業務
62.	コールセンター業務
63.	電気通信を利用した次のサービス事業 (1) 高齢者の見守り支援事業 (2) 高齢者の生活支援サービス事業
64.	福祉用具・介護用品・その他物品の販売に関するコンサルティング業務
65.	セラピー犬の輸出入事業
66.	家政事業に関するコンサルティング業務
67.	産前・産後ケア講座の開発・運営および産前・産後ケアサービス事業
68.	医療機関等における外国人対応に関わるサービス事業
69.	インターネットを利用した語学スクールの経営
70.	介護施設、保育施設の設計建築に係るコンサルティング事業
71.	ペットに関するケア事業およびペット預かり事業
72.	能力開発のための教育事業
73.	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく外国人技能実習生実習実施事業
74.	国家戦略特別区域法に基づく家事支援外国人受入事業
75.	国家戦略特別区域法に基づく選択的介護事業
76.	医療保険者における医療費適正化施策の受託事業
	(新 設)
	(新 設)
77.	以上、前各号に附帯関連する一切の業務

変更案	
59.	(現行どおり)
60.	(現行どおり)
61.	(現行どおり)
62.	(現行どおり)
63.	(現行どおり)
	(1) (現行どおり)
	(2) (現行どおり)
64.	(現行どおり)
65.	(現行どおり)
66.	(現行どおり)
67.	(現行どおり)
68.	(現行どおり)
69.	(現行どおり)
70.	(現行どおり)
71.	(現行どおり)
72.	(現行どおり)
73.	(現行どおり)
74.	(現行どおり)
75.	(現行どおり)
76.	(現行どおり)
77.	家事代行サービス
78.	自治体における受付、各種事務等の受託事業
79.	(現行どおり)

第3号議案

取締役1名選任の件

経営体制の更なる強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

やなぎさわ はくお  
柳澤 伯夫

新任

社外

独立

生年月日

1935年8月18日生

所有する当社株式数

一株

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

(注) 1. 柳澤伯夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 柳澤伯夫氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について

柳澤伯夫氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任理由」に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 柳澤伯夫氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5. 柳澤伯夫氏が選任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

略歴、当社における地位および担当

1961年4月 大蔵省(現財務省) 入省  
1980年6月 衆議院議員 初当選  
1995年9月 衆議院 文教委員長  
1998年3月 厚生委員長  
2001年1月 金融担当大臣  
2006年9月 厚生労働大臣  
2010年4月 城西国際大学 学長

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

柳澤伯夫氏は、衆議院議員を8期、厚生労働大臣、国土庁長官、金融再生委員会委員長、金融担当大臣、自由民主党税制調査会会長等を歴任し、城西国際大学学長も務めました。現在は、WB金融経済研究所理事長となり、国内外の経済情勢分析等の活動を国内外の多様な人脈を活用して、行っています。

当社取締役会は、柳澤氏の豊富な知識、経験等を生かし、当社の主たる事業分野である社会保障制度関連事業戦略策定、事業推進への助言、独立した客観的な立場から、当社経営に対する監督等に貢献することが期待できると判断し、3人目の社外取締役候補としました。

**第4号議案****監査役3名選任の件**

監査役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位等	属性
1	おとまる しゅうじ <b>乙丸 秀次</b>	常勤監査役	<b>再任</b> <b>社外</b>
2	まつの いっぺい <b>松野 一平</b>	監査役 松野一平税理士事務所 代表	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
3	うちだ じょうじ <b>内田 譲二</b>	内田譲二公認会計士・税理士事務所 代表 内田譲二・大島康一公認会計士共同事務所 代表 オーシャントレーダー株式会社 社外監査役	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**再任** 再任監査役候補者 **新任** 新任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おと まる しゅう じ  
乙丸 秀次

再任

生年月日

1951年1月14日生

所有する当社株式数

一株

#### 略歴および当社における地位

1969年3月 警視庁警察官採用  
1999年3月 警視庁警視  
2008年8月 警視正  
2010年8月 警視長  
2011年6月 当社常勤監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 社外監査役候補者とした理由

乙丸秀次氏は、警視庁での一貫した経歴に基づき高度な専門性および豊富な経験を鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しております。

また、これまでも当社監査役としても能力を発揮しており、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補としました。

候補者番号

2

まつ の いっぺい  
松野 一平

再任

生年月日

1961年6月6日生

所有する当社株式数

一株

#### 略歴および当社における地位

1984年4月 株式会社東海銀行入行  
1993年3月 税理士登録 松野一平税理士事務所 代表（現任）  
2015年6月 当社社外監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

—

#### 社外監査役候補者とした理由

松野一平氏は、税理士として、会社財務・会計に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しております。

また、これまでも当社監査役としても能力を発揮しており、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補としました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

うちだ じょうじ  
内田 譲二

新任

生年月日

1965年9月18日生

所有する当社株式

一株

## 略歴および当社における地位

1988年4月 監査法人中央会計事務所 入所  
1991年3月 公認会計士 登録  
2003年3月 税理士 登録  
2007年4月 内田譲二公認会計士・税理士事務所 代表（現任）  
2010年5月 内田譲二・大島康一公認会計士共同事務所 代表（現任）  
2011年8月 オーシャントレーダー株式会社 社外監査役（現任）

## 重要な兼職の状況

### 社外監査役候補者とした理由

内田譲二氏は、税務および会計に関する専門的な知識に加え、公認会計士および税理士としての豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補としました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 乙丸秀次氏、松野一平氏、内田譲二氏は社外監査役の候補者であります。
  3. 社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について  
乙丸秀次氏、松野一平氏、内田譲二氏いずれも、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、各々の「選任理由」に記載のとおり、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  4. 社外監査役との責任限定契約について  
乙丸秀次氏及び松野一平氏が再任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
  5. 内田譲二氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  6. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
    - (1) 乙丸秀次氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
    - (2) 松野一平氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
  7. 当社は松野一平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  8. 内田譲二氏が選任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。



## 第5号議案

## 役員賞与支給の件

当期に在任した取締役8名（社外取締役を除く）に対し、従来を支給額および当期の業績等を勘案して、役員賞与を総額36,000千円支給することといたしたく存じます。

以 上

(添付書類)

# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

ニチイグループは、2018年5月に中期経営計画「VISION 2025」（2019年3月期から2025年3月期まで）を策定しました。2019年3月期においては、その初年度として、「トップラインの引き上げ」「コアビジネスの事業基盤構築」「事業ポートフォリオの構築」という3つの重点戦略のもと、「強いニチイ」の復活を目指し、事業改革・基盤強化に努めてまいりました。

「トップラインの引き上げ」では、基幹事業の医療関連、介護、保育事業が牽引し、ヘルスケア、セラピー事業の新規事業もエリアマーケティングやプロモーション戦略の強化により増収に寄与しました。

「コアビジネスの事業基盤構築」では、基幹事業（医療関連、介護、保育事業）の安定的な利益成長に向けて、制度動向や雇用環境等を見据えた戦略の実行による事業体質の強化に努めてまいりました。

「事業ポートフォリオの構築」では、教育事業およびグローバル事業（中国）における構造改革・組織改革を実行し、早期収益化に向けた事業再編を行いました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比1.5%増の287,882百万円となり、11期連続の増収となりました。営業利益は前年同期比31.5%増の10,032百万円となり、3期連続の増益となりました。経常利益は前年同期比57.2%増の5,703百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、教育事業の構造改革（COCO塾事業からの撤退）や中国合弁会社の再編などにより、1,662百万円の特別損失を計上しておりますが、主力事業を中心とした業績回復に伴う税効果会計適用範囲の拡大や中国子会社の清算に伴う繰延税金資産を計上することなどにより、法人税等調整額△5,138百万円を計上し、前年同期比614.9%増の6,108百万円となりました。

当連結会計年度の経営成績については以下のとおりです。

	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	283,767	287,882
営業利益	7,630	10,032
経常利益	3,628	5,703
親会社株主に帰属する当期純利益	854	6,108

セグメント別の状況は以下のとおりです。

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、中国事業および海外におけるサービスを各部門から移管し「グローバル部門」としてセグメント表示しております。また、ヘルスケア商品の販売を「ヘルスケア部門」から「介護部門」へ移管しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

### 医療関連部門

売上高  
**107,768**百万円

売上高107,768百万円（前年同期107,270百万円）

営業利益9,246百万円（前年同期8,899百万円）

医療機関との契約適正化交渉の継続実施、医師の働き方改革を見据えた医師事務作業補助業務の提案強化により、受託業務の拡大に取り組んでまいりました。医療事務講座については、ニーズに合わせて、受講期間の見直しや割引キャンペーンの展開等を行いました。

その結果、売上については、期中の契約獲得が進んだことや受講生数が回復したことにより、増収となりました。利益については、契約適正化による収益改善や業務効率化による生産性の向上により、増益となりました。



### 介護部門

売上高  
**151,426**百万円

売上高151,426百万円（前年同期149,777百万円）

営業利益16,383百万円（前年同期14,810百万円）

在宅系介護サービスについては、中重度対応強化を推進し、生産効率の改善に努めてまいりました。居住系介護サービスについては、キャンペーンや支店・拠点間の連携による営業活動等を行い、入居者獲得に注力してまいりました。

その結果、中重度利用者比率の向上による訪問介護サービス単価上昇、居住系サービスの利用者数増・稼働率向上により、増収・増益となりました。



## 保育部門

売上高  
12,559百万円

売上高12,559百万円（前年同期9,363百万円）  
営業利益206百万円（前年同期は営業損失564百万円）  
当連結会計年度においては、保育施設を新たに49ヵ所開設し、全国251拠点での展開となりました。また、企業主導型保育園の法人契約の獲得や、地域利用枠の拡大を推進する等、地域における認知向上に努めてまいりました。  
その結果、売上については、拠点拡大や積極的な受け入れによる園児数の増加により増収となり、当セグメントでは初めて100億円を超えました。利益については、稼働向上等により増益となりました。



## ヘルスケア部門

売上高  
1,632百万円

売上高1,632百万円（前年同期1,398百万円）  
営業損失1,148百万円（前年同期は営業損失223百万円）  
家事代行サービス「ニチイライフ」および、国家戦略特区内における家事支援外国人受入事業「サニーメイドサービス」を積極的に展開し、共働き世帯の増加による需要増に対応してまいりました。  
その結果、売上については、季節毎のニーズに即したキャンペーンや、関西圏（兵庫県、大阪市）における「サニーメイドサービス」の開始により、サービス利用者数が増加し、増収となりました。利益については、外国人スタッフの受入れに係る先行費用が増加したことにより減益となりました。



## 教育部門

売上高  
11,937百万円

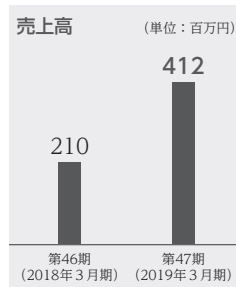
売上高11,937百万円（前年同期12,060百万円）  
営業損失4,110百万円（前年同期は営業損失4,474百万円）  
当連結会計年度より、大人向けサービスを「GABAマンツーマン英会話」、子ども向けは「COCO塾ジュニア」として統合し、2つのブランドにて展開してまいりました。しかしながら、一部の教室においては、業績面での改革効果発現には至らず、長期低迷を脱しきれない状況にあったため、COCO塾ジュニアのFC教室以外の全教室と、COCO塾ジュニア内併設GABAの一部（51教室）を2019年3月31日に閉鎖しました。  
その結果、売上については、ブランド移行によるレッスン単価の上昇に伴い、旧COCO塾の受講生数が減少し、減収となりました。利益については、従来GABAの受講生数が着実に増加したことにより、増益（損失額縮小）となりました。



## セラピー部門

売上高  
412百万円

売上高412百万円(前年同期210百万円)  
営業損失383百万円(前年同期は営業損失340百万円)  
当連結会計年度においては、ドッグサロン「A-LOVE」を5店舗新設し、季節需要を捉えたマーケティングの強化、店舗間の成功事例の共有、店舗責任者のマネジメント力強化等により、新規顧客獲得および顧客満足度の向上に注力してまいりました。その結果、売上については、リピーターの増加により増収、利益については、新規サロンの開設に係る先行投資により減益となりました。



## グローバル部門

売上高  
1,851百万円

売上高1,851百万円 (前年同期3,472百万円)  
営業損失1,246百万円 (前年同期は営業損失1,665百万円)  
組織力の強化に向け、合弁会社を中心とした事業推進体制を見直し、不採算の合弁会社を整理する等、中国現地体制の再編を進めてまいりました。また、3期連続で採択されました経済産業省補助事業を通じて、日本の介護を広めると同時に、介護施設の運営受託および外販研修の獲得に努めてまいりました。その結果、売上については、組織再編を進めたことにより減収となりましたが、利益については、増益(損失額縮小)となりました。



## その他

売上高  
294百万円

売上高294百万円 (前年同期213百万円)  
営業利益228百万円 (前年同期204百万円)  
物品管理、情報処理、リース等の各事業を通して、グループ間における連携強化を図るとともに、当社主力事業における運営サポート、間接業務の効率化など、事業推進および収益改善のバックアップに努めてまいりました。その結果、売上については、80百万円の増収、利益については、23百万円の増益となりました。



## 企業集団の事業区分別売上高構成比率

(単位：千円)

部門別	第46期		第47期		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
医療関連部門	107,270,829	37.8%	107,768,853	37.4%	100.5%
介護部門	149,777,485	52.8%	151,426,126	52.6%	101.1%
保育部門	9,363,170	3.3%	12,559,610	4.4%	134.1%
ヘルスケア部門	1,398,723	0.5%	1,632,191	0.6%	116.7%
教育部門	12,060,813	4.2%	11,937,060	4.2%	99.0%
セラピー部門	210,440	0.1%	412,911	0.1%	196.2%
グローバル部門	3,472,468	1.2%	1,851,656	0.6%	53.3%
その他	213,814	0.1%	294,546	0.1%	137.8%
合計	283,767,746	100.0%	287,882,956	100.0%	101.5%

## ② 設備投資の状況

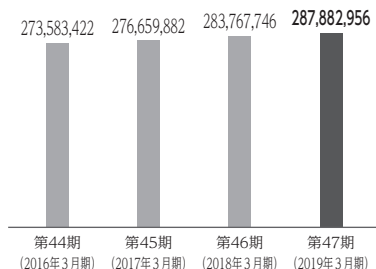
当連結会計年度における設備投資の総額は2,657百万円（無形固定資産及び差入保証金を含み、リース資産を除く）で、その主なものは有料老人ホームの新設等に係る設備投資266百万円、デイサービスセンターの改修等に係る設備投資303百万円、保育施設の新設等に係る設備投資1,287百万円等であります。

## ③ 資金調達の状況

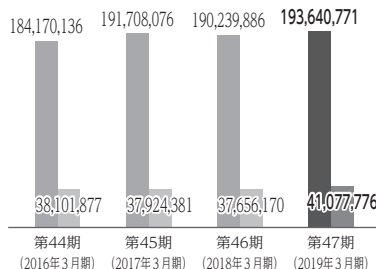
資金調達につきましては、運転資金の調達を除き、特記すべき資金調達を行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

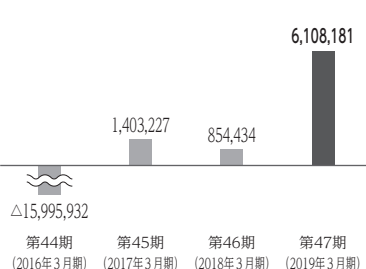
**売上高** (単位：千円)



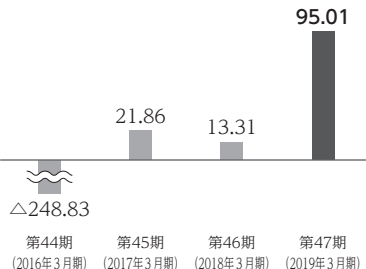
**総資産/純資産** (単位：千円)



**親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)** (単位：千円)



**1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)** (単位：円)



		第44期 (2016年3月期)	第45期 (2017年3月期)	第46期 (2018年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高	(千円)	273,583,422	276,659,882	283,767,746	287,882,956
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△15,995,932	1,403,227	854,434	6,108,181
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△248.83	21.86	13.31	95.01
総資産	(千円)	184,170,136	191,708,076	190,239,886	193,640,771
純資産	(千円)	38,101,877	37,924,381	37,656,170	41,077,776

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算定しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率又は 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社東京丸の内出版	20,000千円	100.0	書籍の出版・販売
株式会社日本サポートサービス	100,000千円	100.0	情報処理、物品の保管・配送
株式会社ニチイグリーンファーム	300,000千円	100.0	観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等
株式会社ニチイケアネット	220,000千円	100.0	福祉用具の販売・レンタルサービス
株式会社日本信用リース	100,000千円	70.0	リース業
株式会社ニチイケアパレス	80,000千円	100.0	特定施設入居者生活介護サービス
株式会社GABA	490,000千円	100.0	英会話学校
SELC AUSTRALIA PTY LTD.	200千豪ドル	100.0	英会話学校
日醫香港有限公司 (注) 2	293,000千香港ドル	100.0	統括業務
日医 (北京) 居家養老服務有限公司	41,000千人民元	100.0	統括業務
日医 (上海) 社区養老服務有限公司	38,000千人民元	100.0	統括業務
日医 (広州) 商貿有限公司	38,000千人民元	100.0	統括業務

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社12社を含む計36社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

2. 特定子会社に該当しております。

## (4) 中長期的な会社の経営戦略

ニチイグループでは、社会課題への貢献と長期利益の安定成長を実現し、グローバルに貢献するエクセレント・カンパニーを目指すことを「ニチイビジョン」として掲げ、そのロードマップとなる中期経営計画「VISION 2025」（2019年3月期から2025年3月期まで）を策定し、2018年5月に発表しております。

社会性を追求し貢献する「基幹事業」（医療関連・介護・保育）、経済性を追求する「BS（Balance Supply）事業」（ヘルスケア・語学・セラピー）、未来志向で成長性を追求する「グローバル事業」（中国等の海外事業）の3つの事業がもつ特性をそれぞれ追求しながら相互に連携しあう「戦略的トライアングル」を構築し、事業構成バランスの最適化を図ることにより、持続的な企業価値向上に繋げてまいります。

## (5) 対処すべき課題

中期経営計画「VISION 2025」の最終年である2025年は、団塊の世代が75歳以上となり、高齢化率は30%を超える局面を迎えます。医療・介護・子育て・教育・労働力の確保・グローバル等、社会における課題やニーズの多様化に対応・貢献しうる事業基盤を築くべく、2025年やその先の将来を見据えた組織改革、事業改革を着実に実行することにより、ニチイビジョンの実現を目指してまいります。

### ①組織改革

- ・戦略執行態勢の強化
  - 執行役員の配置によるエリアマネジメントの強化
  - 譲渡制限付株式報酬制度の導入（業績目標コミットメント型）
- ・事業拠点および支店力の強化
  - ビジョン実現推進プロジェクト（VIPRO）を通じたコミュニケーション・プラットフォームの一層の活性化
  - マネジメント研修の強化

- ・組織連鎖機能の強化
  - 現場間、エリア間の自律活動の連鎖推進
  - 営業を主体とした組織横断的態勢の強化
  - 事業間の相互連携推進によるイノベティブな包括的サービス提供（グローバル規模で推進）

## ②事業改革・基盤強化

- ・付加価値の創造
  - 事業ポートフォリオ内の効果的且つ連続的なサービス提供の推進
  - ネットワークを活かしたサービスノウハウ・ナレッジの共有・蓄積
  - 顧客ニーズに対する提案力・カスタマイズ力の強化
  - 顧客視点に立脚した顧客効用の最大化に向けた高品質且つ最適なサービスの提供・提案
  - エリアニーズの発掘・分析・対応
- ・収益構造改革の推進
  - 高付加価値事業の育成
  - 拠点稼働率アップ
  - 固定費の抑制（立地見直し、拠点の共同利用）
  - エリアプロモーション手法の見直し
  - 業務プロセスの見直し
  - IT、AIの活用による事業効率化
- ・グローバル対応力の強化
  - サービスのアウトバウンドの促進（現地の文化・風習に合わせたモデルの構築）
  - 外国人家事支援人材獲得スキームの構築
  - 語学留学支援の強化によるグローバル人材育成強化
  - グローバル経営資源の横断的活用

- ・人材基盤の強化
  - 処遇改善、職場環境整備の継続実施
  - 多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）
  - 現場マネジメントの育成
  - サービススキル向上研修の強化
  - 目標達成に対するインセンティブ付与
- ・財務基盤の強化
  - 「VISION 2025」の計画達成による企業価値向上
  - 経営効率、資本効率の向上

## (6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

企業集団の主要な事業は次のとおりであります。

### ① 医療関連

医療機関・調剤薬局における医事業務の受託、医療用器材の販売・消毒・滅菌業務（院内）、医事コンサルティング、医療事務講座をはじめとする医療関連講座等を提供しています。

### ② 介護

介護保険等、制度下での在宅系介護サービス（居宅介護支援サービス・訪問介護サービス・訪問入浴サービス・訪問看護サービス・通所介護サービス等）、居住系介護サービス（特定施設入居者生活介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス等の運営）、福祉用具の販売・レンタル、障がい福祉サービス、介護職員初任者研修をはじめとする介護関連講座、介護職員の派遣サービス、ヘルスケア商品の販売等を提供しております。

### ③ 保育

病院内保育所の運営、企業内・直営保育所の運営、企業主導型保育所の運営、保育系講座（ベビーシッター等）等を提供しております。

### ④ ヘルスケア

日本人による家事代行サービス「ニチイライフ」、外国人スタッフによる家事代行サービス「サニーメイドサービス」等を提供しております。

## ⑤ 教育

株式会社GABAにおいてマンツーマン英会話を提供するとともに、グループレッスン「COCO塾ジュニア」の展開や留学支援態勢の整備等により、幅広い年齢・ニーズに対応した語学教育を提供しております。

## ⑥ セラピー

国内における犬専用グルーミングサロン・ホテルの運営、花卉・種苗等の生産・販売、観光施設の運営・管理、ペット犬の飼育・販売等を行っております。

## ⑦ グローバル

中国における介護人材の養成・介護サービスの提供、家政サービスの人材養成・家政サービスの提供、サニタリー用品の販売、子供向けケア用品の販売、認知症特化型施設の運営、産後ケア人材の養成・産後ケアサービスの提供、保育人材の養成・保育サービスの提供、オーストラリア、カナダ、フィリピンにおける語学学校の運営、オーストラリアにおけるセラピー犬のブリーディング活動等をしております。

## ⑧ その他

子会社を中心に情報処理、物品の保管・配送、書籍の出版・販売、リース業等を展開しております。

## (7) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

当社

本社：東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

事業所一覧

<b>支社 (4支社)</b>	東日本、中部日本、中四国、九州	
<b>支店 (94支店)</b>	札幌、旭川、釧路、盛岡、北上、青森、八戸、秋田、仙台、古川、山形、酒田、福島、いわき、郡山、長野、上田、松本、岡谷、新潟、長岡、金沢、富山、高岡、福井、新宿、渋谷、池袋、お茶の水、錦糸町、立川、八王子、甲府、大宮、南越谷、川越、所沢、宇都宮、小山、前橋、船橋、千葉、松戸、柏、水戸、土浦、横浜、川崎、藤沢、平塚、町田、静岡、沼津、浜松、名古屋、名古屋東、岡崎、多治見、岐阜、津、大阪、京橋、茨木、奈良、堺東、和歌山、京都、大津、長浜、神戸、姫路、広島、福山、倉敷、徳山、宇部、松江、鳥取、岡山、高松、高知、徳島、松山、福岡、久留米、小倉、佐賀、長崎、那覇、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島	
<b>営業所 (11営業所)</b>	大館、米沢、会津若松、飯田、上越、七尾、高山、舞鶴、豊岡、中村、安芸	
<b>介護拠点 (1,325拠点)</b>	居宅介護支援 786事業所 訪問介護 1,006事業所 訪問入浴介護 81事業所 (すべて介護予防訪問入浴介護併設) 訪問看護 55事業所 (すべて介護予防訪問看護併設) 通所介護 381事業所 地域密着型通所介護 2事業所 福祉用具貸与 137事業所 (すべて介護予防福祉用具貸与併設) 小規模多機能型居宅介護 54事業所 (うち介護予防小規模多機能型居宅介護併設46事業所) 看護小規模多機能型居宅介護 3事業所 認知症対応型共同生活介護 279事業所 (うち介護予防認知症対応型共同生活介護併設278事業所) 介護付き有料老人ホーム 68事業所 (特定施設入居者生活介護事業所 うち介護予防特定施設入居者生活介護併設59事業所) 住宅型有料老人ホーム 2事業所	

(注) 介護拠点

1. 在宅系介護サービスから居住系介護サービスまで、当社介護事業における拠点の物件数を表示しております。
2. 介護サービス別の内訳

<在宅系>

- ・居宅介護支援：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている居宅介護支援事業所 (ケアプランを作成する事業所)
- ・訪問介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問介護事業所 (ホームヘルプを行う事業所)
- ・訪問入浴介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問入浴介護事業所 (訪問入浴を行う事業所)
- ・訪問看護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている訪問看護事業所 (訪問看護を行う事業所)
- ・通所介護：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている通所介護事業所 (デイサービスセンター)

- ・福祉用具貸与：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている福祉用具貸与事業所（福祉用具のレンタルを行う事業所）
  - ・小規模多機能型居宅介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている小規模多機能型居宅介護事業所
  - ・看護小規模多機能型居宅介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている看護小規模多機能型居宅介護事業所
- <居住系>
- ・認知症対応型共同生活介護：市区町村から介護保険の事業所として指定を受けている認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
  - ・介護付き有料老人ホーム：都道府県から介護保険の事業所として指定を受けている特定施設入居者生活介護事業所
  - ・住宅型有料老人ホーム：介護サービスが必要な場合は、外部の介護保険サービスを利用する有料老人ホーム

連結子会社

株式会社東京丸の内出版 (本社：東京都千代田区)	
株式会社日本サポートサービス (本社：東京都千代田区)	事業所 長野県 1 事業所 営業所 岩手県 1 営業所、福島県 1 営業所
株式会社ニチグリーンファーム (本社：東京都千代田区)	営業拠点 千葉県 2 営業所
株式会社ニチケアネット (本社：東京都千代田区)	物流センター数 北海道 1 ヲ所、宮城県 1 ヲ所、千葉県 1 ヲ所、愛知県 1 ヲ所、大阪府 1 ヲ所、広島県 1 ヲ所、福岡県 1 ヲ所
株式会社日本信用リース (本社：東京都千代田区)	
株式会社ニチケアパレス (本社：東京都千代田区)	介護付有料老人ホーム74事業所 (東京都41事業所、神奈川県21事業所、埼玉県9事業所、千葉県2事業所、静岡県1事業所) サービス付高齢者向住宅6事業所 (東京都3事業所、千葉県1事業所、埼玉県2事業所)
株式会社GABA (本社：東京都新宿区)	ラーニングスタジオ65教室 (北海道1教室、岩手県1教室、宮城県1教室、群馬県1教室、栃木県1教室、茨城県2教室、東京都26教室、埼玉県3教室、千葉県4教室、神奈川県5教室、石川県1教室、長野県2教室、静岡県1教室、愛知県2教室、岐阜県1教室、京都府2教室、大阪府4教室、和歌山県1教室、兵庫県1教室、岡山県1教室、広島県1教室、香川県1教室、福岡県1教室、鹿児島県1教室)
SELCAUSTRALIA PTY LTD. (オーストラリア)	学校数 シドニー 2 校

日医（北京）居家養老服務有限公司 （中国）	
日医（上海）社區養老服務有限公司 （中国）	
日医（広州）商貿有限公司 （中国）	
日醫香港有限公司 （中国）	

## (8) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数		前連結会計年度末比増減	
医療関連部門	21,956	(29,319) 名	14,273名増	(10,056名減)
介護部門	9,828	(27,077) 名	215名減	(1,422名減)
保育部門	2,004	(1,257) 名	319名増	(45名増)
ヘルスケア部門	391	(1,201) 名	96名増	(659名増)
教育部門	997	(437) 名	128名増	(126名減)
セラピー部門	116	(50) 名	35名増	(14名減)
グローバル部門	164	(830) 名	2名減	(147名減)
その他	46	(33) 名	14名増	(4名減)
全社（共通）	243	(43) 名	6名増	(7名減)
合計	35,745	(60,247) 名	14,654名増	(11,072名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 当連結会計年度よりセグメント変更を行っているため、前連結会計年度末比増減においては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較を行っております。  
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ14,654名増加したのは、臨時雇用者を正社員へ登用したことなどによるものであります。



## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32,833名 (58,343名)	14,569名増 (10,623名減)	42.3歳	8.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,820百万円
株式会社みずほ銀行	5,645
株式会社三井住友銀行	4,711
株式会社きらぼし銀行	3,567
三井住友信託銀行株式会社	1,875
株式会社京都銀行	800
株式会社常陽銀行	750
株式会社伊予銀行	567

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は本年5月、中部地区所在の公立病院等が発注する医療事務又は同地区の地方公共団体が発注する診療報酬明細点検業務等の入札等に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、このような事態を厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の調査に全面的に協力するとともに、引き続き適切な情報開示をおこなってまいります。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	220,000,000株
② 発行済株式の総数	73,017,952株
③ 株主数	19,963名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
有限会社明和	16,303千株	25.3%
寺田明彦	10,997千株	17.1%
ECM MF	6,288千株	9.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,483千株	5.4%
株式会社三菱UFJ銀行	1,607千株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,407千株	2.2%
日本生命保険相互会社	1,239千株	1.9%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,187千株	1.8%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,009千株	1.6%
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	1,000千株	1.6%

(注) 当社は、自己株式を8,671千株保有していますが、上記大株主からは除外しております。  
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	行使期間	行使の条件	役員の保有状況		
							取締役(社外取締役を除く)	社外取締役	監査役
2015年6月30日 (第1回通常型新株予約権)	1,141,300個	普通株式 1,141,300株	361円	1,108円	2015年7月25日から 2045年7月24日まで	(注)	1,141,300個 (8名)	一個	一個
2015年6月30日 (第2回株式報酬型新株予約権)	28,600個	普通株式 28,600株	919円	1円	2015年7月25日から 2045年7月24日まで	(注)	28,600個 (8名)	一個	一個
2016年6月28日 (第3回株式報酬型新株予約権)	34,300個	普通株式 34,300株	610円	1円	2016年7月26日から 2046年7月25日まで	(注)	34,300個 (8名)	一個	一個
2017年6月27日 (第4回株式報酬型新株予約権)	36,000個	普通株式 36,000株	1,000円	1円	2017年7月25日から 2047年7月24日まで	(注)	36,000個 (8名)	一個	一個
2018年6月26日 (第5回株式報酬型新株予約権)	34,800個	普通株式 34,800株	1,071円	1円	2018年7月24日から 2048年7月23日まで	(注)	34,800個 (8名)	一個	一個

(注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	行使期間	行使の条件	使用人等への交付状況	
							執行役員	子会社取締役
2018年6月26日 (第5回株式報酬型新株予約権)	7,800個	普通株式 7,800株	1,071円	1円	2018年7月24日から 2048年7月23日まで	(注)	1,900個 (9名)	5,900個 (12名)

(注) (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たるとは翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
寺田明彦	代表取締役会長		株式会社東京丸の内出版 代表取締役社長 NICHII CARE MANILA Inc. 代表取締役社長
森 信介	代表取締役社長		株式会社日本信用リース 代表取締役会長
寺田大輔	代表取締役副社長		株式会社GABA 代表取締役社長兼CEO 日医恒基（北京）健康管理技術有限公司 董事長
増田崇之	専務取締役	中国事業最高執行責任者 兼中国事業統轄本部長	日医（北京）居家養老服務有限公司 董事長
寺田 剛	常務取締役	B S 事業統轄本部長	株式会社ヨーク国際留学センター 代表取締役社長 株式会社ニチイグリーンファーム 代表取締役社長 日醫香港有限公司 董事長 日医（広州）商貿有限公司 董事長 広州市正祥和家政服務有限公司 董事長 SELC AUSTRALIA PTY LTD. 代表取締役社長 SELC TOURS PTY LTD 代表取締役社長
井出貴子	常務取締役	基幹事業統轄本部長	

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
海瀬光雄	取締役	経営管理統轄本部長	
黒木悦子	取締役	基幹事業統轄本部長補佐 兼介護事業本部長 兼施設介護事業部担当	
森脇啓太	取締役		弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士
杉本勇次	取締役		バインキャピタル・プライベート・エクイティ ・ジャパン・LLC マネージングディレクター 株式会社雪国まいたけ 取締役 日本風力開発株式会社 取締役 大江戸温泉物語株式会社 取締役 東芝メモリ株式会社 取締役 株式会社ADKホールディングス 取締役(監査等委員) 大江戸温泉物語ホテルズ&リゾート株式会社 取締役 東芝メモリホールディングス株式会社 取締役
乙丸秀次	常勤監査役		
大島秀二	監査役		大島秀二公認会計士事務所 公認会計士、税理士 株式会社協和コンサルタンツ 社外取締役 メディキット株式会社 社外監査役
松野一平	監査役		松野一平税理士事務所 税理士

(注) 1. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
寺田 剛	常務取締役 戦略事業統轄本部長 兼経営企画本部長	常務取締役 B S事業統轄本部長	2018年4月1日
海瀬光雄	取締役 経営管理統轄本部経営管理 本部長	取締役 経営管理統轄本部長	2018年4月1日

- 取締役森脇啓太氏及び取締役杉本勇次氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏及び監査役松野一平氏は、社外監査役であります。
- 監査役大島秀二氏は、公認会計士及び税理士の資格を、監査役松野一平氏は税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	267,309千円 (9,740千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,850千円 (13,850千円)
合計	13名	281,159千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年1月20日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別途、2015年6月25日開催の第43回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションの年間割当数を45,000個以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年1月20日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2019年6月25日開催の第47回定時株主総会において付議いたします役員賞与  
取締役 8名（社外取締役を除く）36百万円
  - ・ 株式報酬費用（株式報酬型）の計上額
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### 1. 他の法人等の社外役員の兼職状況

- ・森脇啓太氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社と同事務所との間に法律業務委託等の取引関係がありますが、その取引高は同事務所の年間売上高の1%未満と僅少であります。
- ・杉本勇次氏は、バインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLCのマネージングディレクター、株式会社雪国まいたけの取締役、日本風力開発株式会社の取締役、大江戸温泉物語株式会社の取締役、東芝メモリ株式会社の取締役、大江戸温泉物語ホテルズ&リゾーツ株式会社の取締役、東芝メモリホールディングス株式会社の取締役であります。また、株式会社ADKホールディングスの取締役（監査等委員）でもあり、当社と同社との間に広告掲載等の取引関係がありますが、その取引高は、当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。
- ・監査役大島秀二氏は、大島秀二公認会計士事務所の代表、株式会社協和コンサルタンツの社外取締役およびメディキット株式会社の社外監査役であります。同事務所・同各社と当社との間の取引はございません。

#### 2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森脇啓太	取締役会には13回のうち、13回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉本勇次	取締役会には13回のうち、11回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	乙丸秀次	取締役会には13回のうち、13回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会には13回のうち、13回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大島秀二	取締役会には13回のうち、13回出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会には13回のうち、13回出席しており、必要に応じて公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	松野一平	取締役会には13回のうち、12回出席しており、議案審議等に必要な発言を行っております。監査役会には13回のうち、13回出席しており、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### 3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役森脇啓太氏、取締役杉本勇次氏、常勤監査役乙丸秀次氏、監査役大島秀二氏および監査役松野一平氏について法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	86,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 内部統制全体を統括する機関を「内部統制委員会」といたします。
- ・ 監査役による監査及び監査室による内部監査を実施することで、それぞれの職務の執行が法令や定款に適合することを確保いたします。
- ・ 内部監査の範囲は、会社全般に及ぶものとし、グループ会社の業務を含むものいたします。
- ・ 監査の実施にあたっては、内部監査規程に則り、事業年度計画で定められた「定期監査」及び代表取締役社長より特に命ぜられた事項等の「臨時監査」を行い、その結果を報告いたします。
- ・ 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進にあたっては、「コンプライアンス委員会」を設置いたします。
- ・ コンプライアンス委員会は当社及びグループ会社の社員が遵守すべきコンプライアンスに関する根幹となる倫理・行動指針として「ニチイグループ コンプライアンス・ポリシー」を策定し、教育・啓蒙活動を実施することで、コンプライアンスの確実な浸透・定着を図っております。
- ・ 社員からの内部通報、その他のコンプライアンスに関する相談窓口として、コンプライアンス委員会に「コンプライアンス相談・通報窓口」を置きます。
- ・ 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断するため、経営管理本部を中心に内部体制を構築し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒否する等組織全体で毅然とした態度で対処いたします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規定に従い適切に保存及び管理を行います。
- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他稟議書等の重要事項の意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱い方法及び保管基準等を定めます。
- ・ その他の情報については、「内部情報管理規程」及び「機密情報取扱規程」にて重要な内部情報に該当する事項を明確化し、その取扱いを定めた方法で管理いたします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・組織横断的なリスク状況の管理については、内部統制委員会が行い、各部門の所轄業務に付随するリスクの把握及び管理については、当該部門にて部門長を責任者とし、推進担当者を設け、リスク軽減への取り組みを推進いたします。
- ・当社の事業活動において想定されるリスクを未然に防止するため、各種委員会を設け、リスクマネジメント体制を更に強化いたします。
- ・危機が発生した場合においては、危機管理委員会が中心となり、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営目標、経営戦略、その他重要事項及び法定事項について適時且つ適切に意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。
- ・業務執行に係る重要事項の決定に関しては、役付取締役をメンバーとする経営会議を必要に応じて開催し、機動的な意思決定を図ることとします。
- ・取締役の職務権限及び妥当な意思決定ルールを職務権限規程により制定し、運用状況を定期的に検証することで、職務執行における一層の効率化に努めます。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部統制委員会は、当社グループ企業における業務の適正を統括・管理いたします。
- ・コンプライアンスに関しては、当社グループ企業各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社グループ企業全体のコンプライアンスを統括・推進する体制といたします。
- ・コンプライアンス委員会が実施する教育・研修及び同委員会が設置する「コンプライアンス相談・通報窓口」は、当社グループ企業各社の社員全体を対象といたします。
- ・監査役及び内部監査部門である監査室が行う監査は、当社グループ企業の業務も含むものとし、定期監査の他、必要の都度、会計監査及び業務監査を行います。
- ・財務報告に係る内部統制の構築に関しては、専任部署を設置し、構築すべき内部統制の範囲及び水準につき、会計監査人と協議のうえ代表取締役へ報告しその承認を受け、全社的に取り組みます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置し、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項は、監査役会規程に定めるものといたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、取締役会に付議する重要事項、報告すべき緊急の事項が生じた場合は、速やかに監査役へ報告することといたします。
- ・ 監査役は、取締役会だけでなく、必要に応じて重要会議に同席し、業務の執行状況及びその意思決定の過程に関して、説明を求めることができる他、会議時以外にも、必要と認められる事項については、その都度、担当部門にヒアリングを行うことができます。
- ・ 監査役が内部統制委員会及び内部監査部門との適切な意思疎通を図り、その監査業務が効果的に行われることを確保するため以下の体制を整備いたします。
- ・ 監査役及び監査室長より監査の状況を踏まえ、経営トップと当社の経営に係る事業等のリスクやその管理状況について協議を行います。
- ・ 監査役と内部監査部門である監査室は、定期的に会議を設け、内部監査内容及び会計監査人より報告を受ける会計監査内容の把握・検証を行います。
- ・ 常勤監査役及び監査室長は、内部統制委員会にオブザーバーとして参加することで、内部統制委員会との連携を図ります。

## (6) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを適時行っております。また総務部が中心となり、当社各部門及び子会社に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、推進させております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第47期 2019年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>65,684,926</b>
現金及び預金	18,255,916
受取手形及び売掛金	33,434,278
有価証券	256,310
たな卸資産	551,118
その他	13,291,468
貸倒引当金	△104,166
<b>固定資産</b>	<b>127,955,845</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>82,312,235</b>
建物及び構築物	21,950,524
機械装置及び車輛運搬具	7,708
器具備品	859,486
土地	8,356,037
リース資産	49,992,221
建設仮勘定	1,146,255
<b>無形固定資産</b>	<b>13,098,071</b>
のれん	9,120,932
ソフトウェア	3,494,569
ソフトウェア仮勘定	84,237
リース資産	210,079
その他	188,252
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,545,539</b>
投資有価証券	1,057,664
長期貸付金	7,317,061
長期前払費用	2,138,879
差入保証金	12,850,169
繰延税金資産	8,617,506
その他	808,974
貸倒引当金	△244,715
<b>資産合計</b>	<b>193,640,771</b>

科目	第47期 2019年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>60,664,463</b>
支払手形及び買掛金	747,571
短期借入金	2,512,273
1年以内返済予定長期借入金	7,255,350
リース債務	1,704,093
未払法人税等	2,941,364
未払消費税等	1,973,207
未払費用	17,914,622
前受金	12,414,755
賞与引当金	5,937,697
役員賞与引当金	36,000
構造改革引当金	486,086
その他	6,741,440
<b>固定負債</b>	<b>91,898,531</b>
長期借入金	15,998,372
リース債務	57,113,991
長期前受金	5,193,620
繰延税金負債	3,456
資産除去債務	3,582,707
退職給付に係る負債	7,742,022
その他	2,264,360
<b>負債合計</b>	<b>152,562,995</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>40,633,052</b>
資本金	11,933,790
資本剰余金	17,009,418
利益剰余金	22,867,282
自己株式	△11,177,438
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△646,456</b>
その他有価証券評価差額金	12,481
為替換算調整勘定	△244,124
退職給付に係る調整累計額	△414,813
<b>新株予約権</b>	<b>605,781</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>485,398</b>
<b>純資産合計</b>	<b>41,077,776</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>193,640,771</b>

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第47期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	287,882,956
売上原価	230,272,953
売上総利益	57,610,003
販売費及び一般管理費	47,577,061
営業利益	10,032,941
営業外収益	826,479
受取利息	142,929
受取配当金	22,307
受取賃貸収入	197,341
補助金収入	39,323
奨励金収入	113,275
持分法による投資利益	71,820
その他	239,480
営業外費用	5,156,013
支払利息	4,916,383
賃貸費用	36,259
その他	203,370
経常利益	5,703,407
特別利益	139,670
関係会社出資金売却益	137,114
新株予約権戻入益	1,691
その他	864
特別損失	1,662,600
固定資産除却損	79,139
固定資産売却損	1,781
投資有価証券売却損	149,705
関係会社出資金売却損	305,191
構造改革費用	193,026
構造改革引当金繰入額	486,086
減損損失	446,157
その他	1,511
税金等調整前当期純利益	4,180,476
法人税、住民税及び事業税	3,228,612
法人税等調整額	△5,138,830
当期純利益	6,090,695
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△17,486
親会社株主に帰属する当期純利益	6,108,181

# 連結株主資本等変動計算書

第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,933,790	17,026,495	19,636,670	△11,376,709	37,220,245
当連結会計年度変動額					
子会社等の持分変動による増減 剰余金の配当		△8,427	△1,671,322		△8,427 △1,671,322
親会社株主に帰属する当期純利益			6,108,181		6,108,181
自己株式の取得				△713	△713
自己株式の処分		△8,649		199,984	191,335
連結範囲の変動			△1,206,245		△1,206,245
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△17,077	3,230,612	199,271	3,412,806
当連結会計年度末残高	11,933,790	17,009,418	22,867,282	△11,177,438	40,633,052

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	19,091	△366,488	△509,191	△856,588	560,694	731,819	37,656,170
当連結会計年度変動額							
子会社等の持分変動による増減 剰余金の配当							△8,427 △1,671,322
親会社株主に帰属する当期純利益							6,108,181
自己株式の取得							△713
自己株式の処分							191,335
連結範囲の変動							△1,206,245
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△6,609	122,363	94,378	210,132	45,087	△246,420	8,799
当連結会計年度変動額合計	△6,609	122,363	94,378	210,132	45,087	△246,420	3,421,605
当連結会計年度末残高	12,481	△244,124	△414,813	△646,456	605,781	485,398	41,077,776

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員            公認会計士 高田佳和 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員            公認会計士 岩崎亮一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチイ学館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

2019年5月23日

株式会社ニチイ学館 監査役会
常勤監査役 乙丸秀次 ㊟
監査役 大島秀二 ㊟
監査役 松野一平 ㊟

当監査役会は2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（注）常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第47期 2019年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>41,443,513</b>
現金及び預金	4,848,593
売掛金	30,863,575
商品	74,419
教材	87,784
未成業務支出金	9,924
貯蔵品	146,454
前払費用	1,553,735
短期貸付金	64,098
未収入金	3,360,127
その他	532,181
貸倒引当金	△97,381
<b>固定資産</b>	<b>103,479,388</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>56,783,846</b>
建物	18,713,002
構築物	508,744
機械及び装置	616
器具備品	550,953
土地	7,640,114
リース資産	28,224,159
建設仮勘定	1,146,255
<b>無形固定資産</b>	<b>5,217,386</b>
のれん	2,963,516
ソフトウェア	1,813,931
ソフトウェア仮勘定	67,230
電話加入権	82,665
施設利用権	32,072
リース資産	208,846
その他	49,124
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,478,155</b>
投資有価証券	131,974
関係会社株式	11,980,047
関係会社出資金	59,227
長期貸付金	15,914,885
破産更生債権等	58,763
差入保証金	8,789,281
保険積立金	446,124
長期前払費用	1,129,439
繰延税金資産	7,561,888
その他	26,750
貸倒引当金	△4,620,226
<b>資産合計</b>	<b>144,922,901</b>

科目	第47期 2019年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>43,175,354</b>
買掛金	331,621
短期借入金	2,357,002
1年以内返済予定長期借入金	7,228,000
リース債務	1,210,190
未払金	1,939,551
未払費用	16,544,888
未払法人税等	2,723,019
未払消費税等	1,851,932
前受金	923,404
預り金	2,278,276
賞与引当金	5,289,314
役員賞与引当金	36,000
構造改革引当金	462,153
<b>固定負債</b>	<b>59,848,740</b>
長期借入金	15,528,400
リース債務	33,261,939
資産除去債務	3,108,698
退職給付引当金	6,389,105
預り保証金	539,416
長期前受金	328
その他	1,020,851
<b>負債合計</b>	<b>103,024,095</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>41,280,402</b>
<b>資本金</b>	<b>11,933,790</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>15,253,451</b>
その他資本剰余金	15,253,451
<b>利益剰余金</b>	<b>25,270,599</b>
利益準備金	532,060
その他利益剰余金	24,738,539
別途積立金	16,802,345
繰越利益剰余金	7,936,193
<b>自己株式</b>	<b>△11,177,438</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>12,621</b>
その他有価証券評価差額金	12,621
<b>新株予約権</b>	<b>605,781</b>
<b>純資産合計</b>	<b>41,898,806</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>144,922,901</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第47期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	246,560,189
売上原価	201,146,538
売上総利益	45,413,651
販売費及び一般管理費	36,726,301
営業利益	8,687,350
営業外収益	1,385,912
営業外費用	2,988,890
経常利益	7,084,372
特別利益	1,704
新株予約権戻入益	1,691
その他	13
特別損失	8,966,737
固定資産除却損	74,822
固定資産売却損	524
投資有価証券売却損	133,878
構造改革費用	199,923
構造改革引当金繰入額	462,153
減損損失	128,471
関係会社株式評価損	4,799,045
関係会社出資金評価損	3,104,920
貸倒引当金繰入額	61,485
リース解約損	1,511
税引前当期純損失 (△)	△1,880,660
法人税、住民税及び事業税	2,804,846
法人税等調整額	△5,188,995
当期純利益	503,487

## 株主資本等変動計算書

第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金計
		その他資本剰余金	資本剰余金計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,933,790	15,262,100	15,262,100	364,928	16,802,345	9,271,161	26,438,434
当期変動額							
利益準備金の積立				167,132		△167,132	-
剰余金の配当						△1,671,322	△1,671,322
当期純利益						503,487	503,487
自己株式の取得							
自己株式の処分		△8,649	△8,649				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	△8,649	△8,649	167,132	-	△1,334,967	△1,167,834
当期末残高	11,933,790	15,253,451	15,253,451	532,060	16,802,345	7,936,193	25,270,599

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△11,376,709	42,257,615	19,107	19,107	560,694	42,837,417
当期変動額						
利益準備金の積立		-				-
剰余金の配当		△1,671,322				△1,671,322
当期純利益		503,487				503,487
自己株式の取得	△713	△713				△713
自己株式の処分	199,984	191,335				191,335
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△6,485	△6,485	45,087	38,601
当期変動額合計	199,271	△977,213	△6,485	△6,485	45,087	△938,611
当期末残高	△11,177,438	41,280,402	12,621	12,621	605,781	41,898,806

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

株式会社 ニチイ学館  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員            公認会計士 高田佳和 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員            公認会計士 岩崎亮一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチイ学館の2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積の評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分且つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

2019年5月23日

株式会社ニチイ学館 監査役会	
常勤監査役	乙丸秀次 ㊟
監査役	大島秀二 ㊟
監査役	松野一平 ㊟

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は事業報告に記載のとおり、中部地区所在の公立病院等が発注する医療事務の入札等に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。監査役会におきましては、当社グループが法令の遵守及び企業倫理の一層の強化に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンスの徹底と内部統制システムの整備・運用に向けた取組みを監査してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 常勤監査役乙丸秀次、監査役大島秀二及び松野一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 第47回定時株主総会会場のご案内図

**会場** 東京ドームホテル 地下1階 天空  
東京都文京区後楽1丁目3番61号 電話番号 03-5805-2111 (代表)

交通 機関	J	R	総武線水道橋駅		東口徒歩約4分
	都営地下鉄		三田線水道橋駅		A2出口徒歩約3分
	都営地下鉄		大江戸線春日駅		6番出口徒歩約8分
	東京メトロ		丸ノ内線後楽園駅		2番出口徒歩約7分
	東京メトロ		南北線後楽園駅		2番出口徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。